



独立行政法人教員研修センター

**中期目標期間事業報告書
(平成16年度～平成18年度)**

独立行政法人教員研修センター

目 次

I 第2期中期目標期間の事業概要	1
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. 学校教育関係職員に対する研修	2
2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	13
3. その他	20
III 業務運営の効率化に関する事項	
1. 経費等の縮減・効率化	21
2. 組織体制の見直し	22
3. 業務運営の点検・評価の実施	23
IV 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入の確保	24
2. 固定経費の削減	24
V その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	29
2. 人事に関する計画	31
第2期中期目標期間における研修実施状況（別紙）	35
・平成16年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	36
・平成17年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	43
・平成18年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	49

(別添資料)

1. 中期目標期間決算の概要
2. 独立行政法人教員研修センターの中期目標
3. 独立行政法人教員研修センターの中期計画
4. 独立行政法人教員研修センターの平成16年度計画
5. 独立行政法人教員研修センターの平成17年度計画
6. 独立行政法人教員研修センターの平成18年度計画
7. 中期目標・中期計画・各年度計画対照表

I 第2期中期目標期間の事業概要

教員研修センター（以下「センター」という。）は、国として行うべき校長、教員などの学校教育関係職員に対する研修を一元的、効率的に行うことにより、その資質の向上を図ることを目的として、平成13年4月に発足し、以来、センターは、全国的な教員の資質向上の取組の中核を担うナショナルセンターとしての役割、機能を果たすべく事業の充実を図ってきたところである。

平成16年から始まった第2期中期目標期間中（平成16年度から平成18年度の3年間）においては、特に現職教員の資質向上に向けて、全教員を対象とした基礎的な資質能力の育成のための研修は、任命権者・研修権者たる都道府県教育委員会が担い、センターは、地域の中核となるリーダーの育成を図ることとして、事業の見直しを行った。

具体的には、各都道府県教育委員会や民間機関等では行うことができないような研修に精選することとし、各地域において教育の構造改革を進めるにあたり中核的な役割を担いうる校長・教頭等の育成・確保、全国的な学校教育に係る喫緊の重要課題への対応等、国として真に実施すべき研修に重点化を図った。

また、各都道府県教育委員会等が行う研修を支援するため、研修教材の開発や様々な研修情報の提供を行うとともに、教員養成を行う大学等との連携・協力や共同実施の推進の取組を行った。

一方、センターの業務運営に関しては、研修事業の質の低下を招かないよう配慮しつつ、事業の徹底した見直し・効率化を図り、中期目標期間中の毎事業年度において、経費の縮減を図ってきたところである。

この報告書は、第2期中期目標期間の終了にあたり、期間中の業務実績の概要を中期目標及び中期計画の各項目ごとにまとめたものである。

なお、各事業の詳細については、毎事業年度の事業報告書に詳述している。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【中期目標】

1. 学校教育関係職員に対する研修

【中期計画】

(1) センターは、国として真に実施する必要がある研修として、中期目標に示された以下の基本概念に沿って、別紙1に掲げる各研修（以下「各研修」という。）を実施する。

なお、各研修ごとの日数、人数等の詳細については、別紙1に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

- ① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
- ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修
- ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

一方で、①から③に該当するものであって、別紙以外に、社会的な情勢の変化、予期できない事態が生じた場合等、緊急に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国、地方公共団体等からの委託等の方法により実施する。

【研修事業の実施】

センターでは、中期目標及び中期計画に基づき、第2期中期目標期間中に実施すべきとされた以下の区分の研修について、別紙「第2期中期目標期間における研修実施状況」のとおり、全て実施し、受講者数は約43,500人にのぼった。

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
①各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修	5研修	5研修	5研修
②喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修	22研修 新規2研修 廃止・統合△4研修	18研修 新規2研修 廃止・統合△6研修	17研修 廃止△1研修
③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修	6研修 —	3研修 統合△3研修	3研修 —
研 修 数	33研修	26研修	25研修

なお、第2期中期目標期間中において、新たに次の4研修を実施した。（廃止、統合を行った研修は、「Ⅱ.1.(4)各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し」の項目に記述）

（平成16年度）

- ・ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修

- ・指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修
(平成17年度)
- ・各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修
- ・児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

また、「③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修」については、目標どおり、平成17年度から派遣者側負担を導入し、平成18年度までに研修経費の負担割合を1/2とした。

【中期計画】

(2) 各研修の目標とする成果については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

【研修の目標とする成果の達成状況】

中期計画で定めた①から④の項目の達成状況は以下のとおりである。なお、各研修の目標とする成果の達成状況の詳細については、別紙「第2期中期目標期間における研修実施状況」のとおりである。

【中期計画】

- ① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

①研修受講者の参加率

中期目標期間中において、地方公共団体からの委託を受けて実施している研修を除き、受講者数の85%以上の参加者を得た研修は、次のとおりである。

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施した研修	27研修	23研修	22研修
うち参加率が85%以上	19研修	21研修	20研修
参加率が85%以上の研修比率	70.4%	91.3%	90.9%

なお、受講者数の参加率が85%を下回った研修については、受講者や教育委員会等からのアンケートを踏まえ、次のような措置を講じて参加率の向上に努めた。

(ア) 受講者が参加しやすい時期へ研修時期を見直し

「各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修（中堅教員研修）」

- ・夏休み明けの多忙な時期（9月初旬）からの開催を避け、夏休み中の8月中旬からの開催に変更した。（平成18年度）

「生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修」

- ・研修期間が比較的長期（16日間）であることから夏休み前の期間を避け夏休み中に実施した。（平成17年度）

「体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修」

- ・年度末の多忙な時期（2月）から、参加しやすい時期（10月・11月）に変更した。（平成17年度）

「指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修」

- ・受講対象者である管理主事及び指導主事が業務の都合上参加しにくい時期（1月・2月）から、参加しやすい時期（10月・11月）に変更した。（平成17年度）

(イ) 研修の統合

「健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修」

- ・ 受講対象者及び研修内容が一部重複する「健康教育指導者中央研修会」と「エイズ・薬物乱用防止教育研修会」を統合し内容を精選して実施した。（平成17年度）

(ウ) 募集要項で受講対象者を明確化

「健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修」

- ・ 健康教育を推進するためには、各都道府県等において学校の指導を担当する保健主事の役割が重要であり、その受講を促すため、受講対象者として「保健主事」を明記した。
（平成18年度）

(エ) 受講者の利便性を考えた研修会場の設定

「体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修」

- ・ 東日本ブロックの研修において、受講者数が少なかった北海道・東北地区の状況を踏まえ、東日本ブロックの都道府県全体の利便性を考慮した開催場所の設定を行った。
（平成17年度）

(オ) 教育委員会の規模に応じた受講者数の見直し

- ・ センターが実施する研修の計画人数について、これまでの都道府県、政令指定都市一律の受講者設定から、都道府県、政令指定都市の教員数に応じた受講者数の設定基準へ見直しを行った。この見直しに伴い平成17年6月に平成17年度計画の変更の届出を行った。

【中期計画】

② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

②研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査（有意義回答率）

中期目標期間中において、実施すべきとされた全ての研修において、85%以上の受講者から「有意義であった」などプラスの評価を得た。

なお、本アンケート調査は、研修会終了日に実施しており、ほぼ100%の回収率であった。

有意義回答率	平成16年度	平成17年度	平成18年度
①各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修	96.0～99.9% 平均 98.7%	95.3～100% 平均 98.7%	98.2～100% 平均 99.5%
②喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修	95.0～100% 平均 97.1%	94.3～100% 平均 98.9%	96.4～100% 平均 99.0%
③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修	98.2～100% 平均 99.3%	98.2～100% 平均 98.8%	99.1～100% 平均 99.7%

【中期計画】

- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

③研修成果の還元状況に関するアンケート調査

本調査の対象は、「各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修」に関するものであり、中期目標期間中に実施した次の研修の全てにおいて、80%以上の任命権者等から「研修成果を効果的に活用できている」などプラスの評価を得た。

なお、アンケート調査については、全ての受講者を対象に研修終了後1年を目途として、受講者が校長及び指導主事等の場合は教育委員会、教頭及び教諭の場合は校長に対して調査したものである。

また、平成18年度に実施した研修に対する調査は、平成19年度に実施する。

研 修 名	平成 16 年度	平成 17 年度
各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修	96.8%	96.0%
各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修	93.9%	92.8%
国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修	92.5%	94.7%

【中期計画】

④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

④研修成果の還元状況に関するアンケート調査

本調査の対象は、「喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修」に関するものであり、中期目標期間中に実施した次の研修において、80%以上の受講者から「各地域で研修講師等としての役割を担っている」との回答を得た。

なお、アンケート調査については、研修終了後1年を目途として、受講者に対して任意抽出調査したものである。

また、平成18年度に実施した研修に対する調査は、平成19年度に実施する。

研 修 名	平成 16 年度	平成 17 年度
道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修	97.6%	98.8%
子供の体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修	100%	100%
ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修	86.8%	89.0%
環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	95.0%	91.0%
体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修	86.4%	90.2%
生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	97.3%	99.3%
キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	94.1%	98.0%
人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	98.1%	98.1%
特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修	91.1%	90.7%
指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修	87.0%	94.9%
各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修	17年度より実施	95.4%
児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	17年度より実施	94.7%
外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修	97.6%	88.8%
児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	97.0%	97.2%
健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	94.1%	94.9%
食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修	98.9%	96.1%
各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修	95.4%	96.5%

【中期計画】

(3) 各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。

- ① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。
- ⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用する。
- ⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進する。
- ⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。
- ⑧ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

【研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入状況】

中期計画で定めた①から⑧の項目の研修手法の導入状況は、以下のとおりである。なお、各研修の研修手法の導入状況の詳細については、別紙「第2期中期目標期間における研修実施状況（各年度の実施状況）」のとおりである。

研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入状況	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	対象研修	実施研修	対象研修	実施研修	対象研修	実施研修
①アンケート調査等による研修ニーズの把握	23	23	24	24	23	23
②事前計画書等の提出とその還元状況の把握	3	3	3	3	3	3
③エルネット等による事前研修の実施	1	1	3	3	3	3
④一定のブロック単位等による地方開催	9	9	10	10	9	9
⑤民間企業等との連携・協力、共同実施	18	18	19	19	18	18
⑥大学等専門家の活用や大学等との連携協力	23	23	24	24	23	23
⑦研修成果報告書の提出と任命権者への提供	7	6	7	7	7	7
⑧講師となるための科目の設定と教材の提供	16	16	19	19	18	18
合 計	100	99	109	109	104	104
実 施 率	99%		100%		100%	

また、諸外国の先進的な施策、各学校段階での実践、教員研修等の教育事情について調査・情報収集を行うため、センターが実施する研修の研修講師及び各地域で指導者として活躍している教職員等で編成する調査団を海外に派遣した。平成17年度の調査の結果については、平成18年度の各研修の講義において紹介するとともに、調査団参加者を研修講師として活用した。さらに、都道府県教育委員会等が各地域で実施する研修においても調査結果が活用されている。

(平成17年度海外調査の成果を生かして平成18年度に充実を図った研修)

- ・キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修
- ・各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修
- ・児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
- ・児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修
- ・食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修

なお、平成18年度の海外調査については、センターが実施または実施予定の喫緊の重要課題に関する研修から「キャリア教育」、「学校組織マネジメント」、「国語力向上」、「安全教育」、「小学校英語」の各分野について調査を行い、平成19年度の研修の企画・立案の参考とした。

【中期計画】

(4) 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。

【各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し】

校長・教頭等の育成を目的とした研修について一層の重点化を図るとともに、各研修については、中期計画及び毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修の廃止、縮減、研修内容・方法の見直しなど、必要な措置を講じた。

ア 中期目標達成に向けた研修の見直し

①各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

(ア) 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修

研修の効果的・効率的な実施のため、講義形式の研修は事前研修としてエルネット等を活用して実施し、センターでの集合研修は演習形式の研修に重点化するとともに、受講機会の拡大を図るため、研修日数を短縮し研修の開催回数を増やした。

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
校長・教頭等研修	研修日数	22日	19日	15日
	計画人数	800人	800人	900人
	研修回数	4回	4回	5回
中堅教員研修	研修日数	32日	30日	25日
	計画人数	1,000人	1,000人	1,100人
	研修回数	4回	4回	5回

また、平成18年度は、更なる受講機会の増を図るため、従来のセンター施設による宿泊研修に加え、夏季休業期間中に東京都を開催地として、非宿泊型の研修を試行した。なお、この結果を踏まえて平成19年度より非宿泊型研修を導入することとした。

(イ) 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修

本研修については、中期目標期間を通じて受講者数について段階的に見直すこととしていたこと、並びに地方公共団体の財政事情等により参加者が減少傾向にあることから、これまでの実績等を勘案して計画人数の縮減を行った。

平成16年度：1,697人 → 平成17年度：1,452人 → 平成18年度：617人

②喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

(ア) 研修事業の廃止

(平成16年度限りで廃止した研修)

- ・ 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法を修得させることを目的とした研修
(中間期研修会)

(平成17年度限りで廃止した研修)

- ・ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修

(平成18年度限りで廃止した研修)

- ・体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修

(イ) 研修事業の統合：8研修→4研修

平成16年度	平成17年度
道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修 (中央指導者研修)	道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修
道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修(地区別研修)	
外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修(来日直後オリエンテーション)	外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修
外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修(再契約予定者研修会)	
健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 (健康教育指導者中央研修会)	健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 (エイズ・薬物乱用防止教育研修会)	
食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修(学校栄養職員等研修会)	食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修
食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修(衛生管理研修会)	

③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

(ア) 研修事業の統合：5研修→2研修

平成16年度	平成17年度
産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修(産業教育)	産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修
産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修(理科教育)	
産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修(新産業技術コース)	産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修
産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修(情報技術コース)	
産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修(先端技術体験プログラム)	

イ その他、中期目標期間中に実施した研修内容・方法等の見直し

国の教育施策や社会情勢、教育委員会や受講者等のニーズを踏まえ研修内容・方法の見直しを行った。

「生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修」

- ・ いじめ・不登校・暴力行為などに対する理解及び実践的対応力をより一層高めるため、事例研究の日数を1日から2日間とした。（平成18年度）

「各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修」

- ・ 受講者の役割に応じた研修内容とするため管理職対象の研修指導者養成コースと一般教員対象の研修指導者養成コースの2コースを設けた。また、指導法に関する演習を充実するため、模擬講座演習（受講者が研修講師としての指導体験を試みる）の時間を十分確保することとし、研修日数を4日間から5日間とした。（平成18年度）

「外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修」

- ・ これまでの研修は、学校管理職と日本語指導者が同様の内容の研修を受講していたが、受講者の役割に応じた研修内容とするため、外国人児童生徒等の受入れ体制の整備のための方策を修得させることを目的とした「管理者用コース」と、学校における日本語指導や生活指導の指導者の専門性を高めることを目的とした「日本語指導者用コース」の2コースを設けた。（平成18年度）

「食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修」

- ・ 平成17年夏以降、ノロウイルスやカンピロバクターによる学校給食を原因とする食中毒が各地で発生したことにより、栄養教諭や学校栄養職員を対象に食中毒を未然に防止するための学校給食における衛生管理に必要な知識等を修得させる研修を緊急に実施した。（平成17年度）
- ・ 食の指導に関する研修は、指導体制の整備を図ることを主眼に、指導主事及び学校栄養職員等に対し実施してきたが、平成17年度から学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭制度が施行されたことに対応するため、食に関する指導体制等の整備のための方策を修得させることを中心とした「一般コース」と、専門性の高い栄養教諭を育成するための研修の企画・立案等を担う指導者となるため、専門知識を修得させることを中心とした「栄養教諭コース」の2コースを設けた。（平成18年度）

「道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修」

- ・ ブロック別に行った研修については、計画どおり全国5ブロックにおいて多数の参加者を得て実施したが、各都道府県より追加実施の要望が多かったため、全国の受講者を対象に大阪において追加で研修を実施した。（平成17年度）

【中期目標】

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

【中期計画】

- (1) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。具体的には、以下のような指導、助言及び援助を行う。

【指導、助言及び援助の実施】

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、その所属する学校教育関係職員に対して研修を効果的に実施することが可能となるよう、以下の通り、必要な指導、助言及び援助を行った。

【中期計画】

- ① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修の講義の教材等、事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、eラーニング等で提供

①コンテンツ教材の作成及びエルネット等による提供

エルネットやインターネット等を活用してコンテンツ教材を提供し、教育委員会や教育センターが行う研修や校内研修及び個人やグループで行う自主研修を支援した。

ア 次の研修について、事前研修用として作成した講義をエルネットやインターネット等により提供した。

- ・各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修
- ・各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修
- ・キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

イ 次のコンテンツ教材について、各教育委員会等へのDVDでの配布やインターネットにより提供した。

- ・学校危機対応研修教材
- ・情報モラル研修教材 2005
- ・情報モラル研修教材活用事例
- ・学校におけるコーチング研修教材
- ・リーダー教員のためのメンタルヘルスマネジメント
- ・文部科学省作成の「学校組織マネジメント研修」

【中期計画】

② センターが行う研修プログラムの内容・方法等のノウハウについての情報提供

②研修プログラムの内容、手法等のノウハウについての情報提供

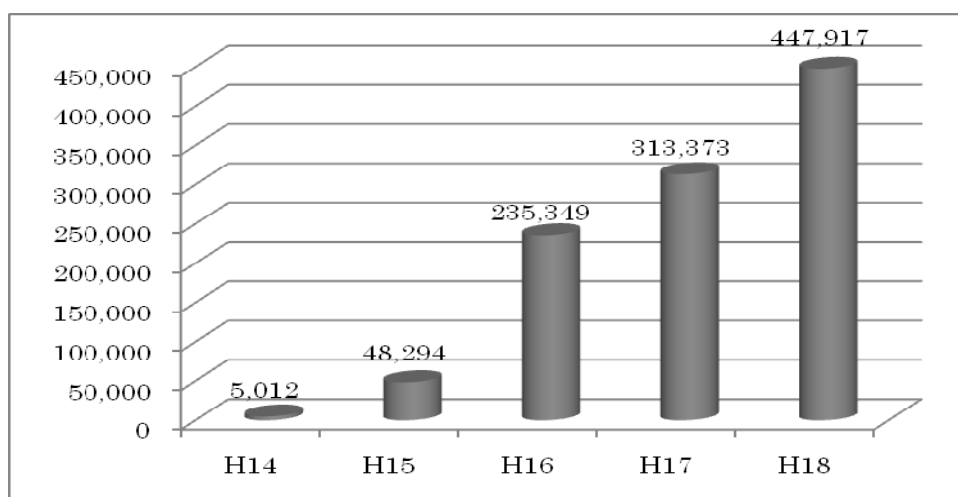
ア 研修情報の発信

教育委員会が実施する研修や校内研修及び各教員の自主研修に役立つ情報として、センターの実施している各研修の講義内容や各種研修教材等をセンターホームページ上で提供している「研修支援情報システム（平成15年1月から運用）」の整備・拡充を行った。

平成18年度末現在での講義・事例発表の提供状況は、次の通りである。

研 修 事 業 名	提供状況
各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修	28講義
各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修	5講義
児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修	85事例
道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修	2講義
子供の体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修	2講義
環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	1講義
体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修	3事例
生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	5講義 ・9事例
キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	38講義
特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修	2講義
各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修	4講義
児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	4講義
児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	1講義
健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	1講義
食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修	1講義
各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修	3講義
総合的な学習の時間に関する事例発表	10事例

なお、中期目標期間中における研修支援情報システムへのアクセス数は、以下の通り増加した。



イ 他機関が実施する研修に対する研修プログラム、手法等の提供

センターが実施している研修プログラムの内容・手法等のノウハウを他機関が実施する研修に活用できるよう提供した。

- ・ 国立高等専門学校機構主催の高等専門学校教員研修

高等専門学校における教員の資質能力を高めるため国立高等専門学校機構が行う研修について、クラス経営を担当する教員や管理職員に求められる危機管理やコーチング等の技法等に優れた講師情報や、実際の研修の運営・受講生に対する事後アンケートの実施、集計方法について情報の提供を行った。（平成17年度～）

- ・ 日本教育大学協会主催の国立大学法人附属学校教員海外派遣研修事前研修会

国際的視野に立った広い識見及び教職に対する誇りと自覚を高めるため日本教育大学協会が行う事前研修会について、本センター主催の海外派遣事前研修会で収録した海外研修の意義に関する情報、派遣団におけるテーマの設定・役割分担に関する情報や研修の運営方法等について情報の提供を行った。（平成16年度～）

- ・ 国立大学協会主催の国立大学等新任部長及び新任課長・事務長研修

職務の遂行に必要な広範な行政的識見の涵養及び高度の管理能力の充実を図るため国立大学協会が行う研修について、管理職に求められる危機管理、法人経営の実際等に優れた講師情報や実際の研修の運営方法・受講生に対する事後アンケートの実施・集計方法等について情報の提供を行った。（平成16年度）

【中期計画】

③ 研修講師についての情報提供

③研修講師についての情報提供

センターが実施している研修についての講師情報（講師名、職名、専門分野、研修名）を、毎事業年度更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会へ提供することにより、各教育委員会等が実施する研修の講師選びについて支援を行った。

【中期計画】

④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供

④センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供

研修を受講したことにより得られた成果等に関する報告書（研修成果報告書）等を作成するとともに、各都道府県教育委員会や教育センターに情報提供を行い、各地域で実施する研修の充実に寄与した。

- ・「国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修」の研修成果報告書及び研修成果報告会の発表内容を収録し、センターの研修支援情報システムを通じてインターネットで公開した。
- ・「産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修」の研修成果報告会の発表内容を収録し、センターの研修支援情報システムを通じてインターネットで公開した。

【中期計画】

⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行

⑤各研修プログラムの教材、事例集等の刊行

ア 教員研修モデルカリキュラム開発プログラム

平成17年12月の「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中央教育審議会答申中間まとめ）において、「教員研修センターにおいては、今後、全国の優れた実践事例を収集するとともに、各教育委員会や大学等との連携により、10年経験者研修等のモデルカリキュラムの開発や、研修の効果的な実施方法の開発を行い、情報提供するなど、各教育委員会に対する指導・助言・援助の機能をより一層、充実・強化することが必要である。」と提言された。

このことを踏まえ、センターでは、10年経験者研修及び今日的な教育上の重要課題に関する研修（教育課題研修）について、各教育委員会の参考となるようなモデルカリキュラムを、大学と教育委員会等の協力により開発することを促進し、その開発されたモデルカリキュラムを参考例として提示することにより、全国の教育委員会が実施する研修の充実に図ることを目的として、「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」を平成18年度より開始した。

なお、開発されたモデルカリキュラムは、今後、教育委員会へ参考例として提供を行うこととしている。

○10年経験者研修モデルカリキュラム開発プログラム

（平成18～19年度事業：申請6件→採択3件）

大学	連携教育委員会	プログラム
北海道教育大学	北海道教育委員会	成長しつづける教師のための10年経験者研修
信州大学	長野市教育委員会	ティーチング・ポートフォリオを活用して教科指導力を高める研修プログラムの開発
岐阜大学	岐阜県教育委員会	教育委員会と大学の連携協力による課題探究型研修カリキュラム開発

※平成19～20年度事業についても、平成19年3月採択事業を決定した（申請4件→採択1件）

○教育課題研修モデルカリキュラム

(平成18年度事業：申請20件→採択15件)

大学	連携教育委員会	プログラム
北海道大学	北海道教育委員会	学校改善計画の作成・実施・評価に関する研修
岩手大学	岩手県教育委員会	地域格差に対応するための特別支援教育コーディネーターの研修
宮城教育大学	宮城県教育委員会	学校まるごと研修プロジェクト ー教員が ON THE JOB TRAINING を学ぶー
秋田大学	秋田県教育委員会	授業改善及び授業実践力向上に関する研修
群馬大学	群馬県教育委員会	ファシリテーター育成研修
富山大学	富山県教育委員会	教育の情報化推進のための管理職・教員研修プログラム
金沢大学	石川県教育委員会	教科内容の充実と指導力の向上を目指したハイレベルな出前連携ゼミナール ースーパーティーチャー育成研修プログラムー
静岡大学	富士市教育委員会	児童生徒理解・支援研修プログラムの開発（発達に困難を抱えた児童生徒の心理アセスメントおよび支援能力の育成を目指す教員研修プログラムの開発）
名古屋大学	東海市教育委員会	参加型授業研究会を基盤とする校内研究のリーダー育成
京都大学	京都市教育委員会	ワークショップ型研修とeフォーラム構築によるスクールリーダーの育成
兵庫教育大学	兵庫県教育委員会	実験・実技能力向上に焦点を当てた教科指導の改善に関する研修
広島大学	広島県教育委員会	エキスパート研修プログラムの開発
福岡教育大学	福岡県教育委員会	基礎・基本の確実な定着を図る授業改善研修モデルの開発
首都大学東京	東京都教育委員会	独創的科学技术立国のための理科教員研修：生物でのモデル
京都産業大学	東大阪市教育委員会	算数科・数学科における、教師の指導力向上を目指す小・中・高一貫した研修モデルカリキュラム

※平成19年度事業についても、平成19年3月採択事業を決定した（申請14件→採択12件）

イ 大学の教育力を活用した教員研修の実践的調査研究

大学の教育力を活用した教員研修の一層の充実を図るため、上記アにより開発されたモデルカリキュラムを参考にして教育委員会が研修を実践し、その工夫・改善について調査研究を行うこととした。平成19年度事業について、宮城県教育委員会及び兵庫県教育委員会に委嘱を決定した。

ウ 研修教材、事例集等の刊行

各教育委員会が実施する研修の企画・立案、研修の工夫・改善に資するため、以下の研修教材、事例集等を作成し、教育委員会等へ配布した。

(主なもの)

- ・教員研修の手引き「研修の企画、運営、講師のための知識・技術」
- ・実践事例・解説テキスト「不登校といじめの問題の解決のために」
- ・研修技法解説テキスト「NCTD ポスタワーセッション」

【中期計画】

- ⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催

⑥教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催

各都道府県・指定都市・中核市の教育センター等の研修担当指導主事等を対象に、国の教員研修に関する情報等の提供、各教育センターとの連携、大学の資源を活用した教員研修の工夫改善等についての研究協議・研究発表を行い、各地域における教員研修事業の充実を図ることを目的として、「全国教育（研修）センター研究協議会」を毎事業年度（4月又は5月）開催した。

【中期計画】

- ⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣

⑦センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣

教育委員会、教育センター及び教育関係団体等からの要請に応じ、その主催する研修や講習会の講師としてセンター職員を派遣し、効果的な研修の企画・立案、円滑な研修運営、研修効果を高める研修技法等に関する講義・演習を行った。

- ・教育委員会及び教育センター：鳥取県教育センターほか 8機関
- ・教育関係団体：仙台電波工業高等専門学校ほか 9機関

【中期計画】

- ⑧ センターの研修施設・設備の提供

⑧センターの研修施設・設備の提供

以下の学校教育関係機関等からの要請に応じ、センターの施設・設備を提供した。

- ・文部科学省の大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP）採択事業：
「広域大学間連携による高度な教員研修の構築（筑波大学ほか6大学共同事業）」の連携講座（筑波大学、茨城大学、千葉大学、東京学芸大学）
- ・教職員管理主事等研修講座（文部科学省主催）
- ・文部科学省新規採用職員等研修
- ・筑波大学附属病院新規採用看護職員研修

※国際協力への対応

毎事業年度、（独）国際協力機構（JICA）や（財）日本国際協力センター等からの要請に基づき、海外の教育関係者の研修等の一環としてセンターに来所した諸外国の教育関係者に対して、センターの実施する研修事業の説明や研修状況を紹介するほか、教員研修に関する情報交換等を行うなど支援・協力を行った。

【中期計画】

(2) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。

なお、その際、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。

ア 教員研修に関するアンケート調査等の実施

各都道府県教育委員会等が研修を実施するために必要とする指導、助言及び援助の内容に関するニーズを把握し、センターの実施する事業の改善を図った。

(ア) 「独立行政法人教員研修センターの業務に関してのアンケート調査」

都道府県・指定都市・中核市教育委員会に対し、センターが実施する研修業務についての意見や要望などについて、アンケート調査を行った。

(イ) 「各教育（研修）センター等の概要、研修支援等に関する調査」

各都道府県教育委員会等の研修事業を支援するため、都道府県・指定都市・中核市教育センター等に対し、必要とする研修プログラムやカリキュラム、研修教材、研修技法などについて調査した。

また、都道府県教育委員会との教員研修のあり方に関する懇談会の開催や、都道府県の教育センター等への訪問を通じて、各地域の教員研修の動向やニーズを把握した。

イ 教育委員会及び大学との連携・協力

文部科学省の「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」（平成17年度・18年度）の実施にあたって、センターは、各教育委員会と大学との連携・協力の円滑化、事業の充実のための支援・協力を行った

- ・プロジェクト：広域大学間連携による高度な教員研修の構築（筑波大学ほか6大学共同事業）
- ・連携・協力する教育委員会及び大学

宮城教育大学、茨城大学、筑波大学、千葉大学、東京学芸大学、大阪教育大学、玉川大学、宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、茨城県教育委員会、千葉県教育委員会、千葉市教育委員会、東京都教育委員会、大阪府教育委員会

- ・プロジェクトの実施

センターが有している教員研修に関する様々な資源やノウハウを提供するとともに、筑波大学、茨城大学、千葉大学及び東京学芸大学が担当する研修（連携講座）をセンターで実施した。

【中期目標】

3. その他

【中期計画】

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して提供する。

また、その結果について、センターが実施する研修内容・方法について各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。

各都道府県教育委員会において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報収集を行い、それらの結果をセンターが行う研修に対するニーズの把握や指導、助言及び援助の実施に活用した。

ア 各教育（研修）センターの概要に関する調査と調査結果の情報提供

都道府県・指定都市・中核市の教育センター等に依頼し、実施研修の概要、教員養成大学等との連携などについて調査し、その結果をCD-ROM（検索機能付）で教育委員会等に提供した。

イ 教員研修に関する調査の実施〔再掲〕

都道府県教育委員会との教員研修のあり方に関する懇談会の開催や、都道府県の教育センター等への訪問を通じて、各地域の教員研修の動向やニーズを把握した。

ウ 収集した情報をもとに検討・見直しを行っている主な事項

- （ア）インターネットを活用した事前研修の充実
- （イ）メンタルヘルスなどニーズを踏まえたコンテンツ教材の充実
- （ウ）自主研修用パソコンの整備
- （エ）講義室のLAN整備

エ 諸外国の教員研修の動向についての調査

- ・センターの実施する教員研修事業の改善に資するため、米国やドイツの教員研修機関に職員を派遣して実地調査を行った。
- ・文部科学省やブリティッシュ・カウンシルからの要請に応じ、アジア地域の教員研修に関連する国際会議に職員を派遣した。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

【中期目標】

1. 経費等の縮減・効率化

【中期計画】

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む）については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3.4%以上の削減を図る。またその他の事業についても、中期目標期間中、研修事業の抜本的な見直しや事業の効率化に取り組むことにより、毎事業年度において、対前年度比8%以上の削減を図る。この際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮する。

例えば、以下のような点について、毎事業年度、法人内部の自己点検・評価委員会等において検討を行い、効率化を図る。

- ① 省エネルギー、リサイクル、ペーパーレスを推進する。
- ② 汎用品の活用や一般競争入札の導入により、調達価格の削減を図る。

【経費等の縮減・効率化】

各事業年度の年度計画に掲げた事項を踏まえ、契約内容の見直しや会場借料、印刷製本費の削減など自己点検・評価委員会で意見等がなされた事項を中心に経費の節減に努めた。

一般管理費については、自動点灯装置の設置等による光熱給水費の節減、広報方法の見直しによる印刷経費の節減等の固定経費の節減に努め、各事業年度において3.4%の削減目標を達成した。

研修事業費については、「ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修」等の廃止、「海外派遣研修」の事業規模の縮減、「委託等により実施する研修」の経費負担の見直しなどにより経費の削減を進めるとともに、研修事業の効率化に努め、各事業年度において、8%の削減目標を達成した。

また、物品の購入等に際しては、省エネルギー、リサイクルの観点に配慮し、各年度においてグリーン購入法に基づく計画を設定し、これを達成している。契約のあり方についても、不断の契約内容の見直しや競争による契約の範囲拡大に努め、経費の節減を図るとともに、国における少額随意契約の基準と同一の基準を適用しつつ、一定額以上の随意契約については、ホームページにより公表することとした。

なお、資金の管理・運用については、余裕金を定期預金に預け入れるなど効果的な運用を行った。

(参考) 一般管理費における固定的経費の推移

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
光熱給水費	50,688	40,841	39,071	39,680
通信運搬費	22,445	19,351	20,320	19,945
印刷製本費	22,945	15,803	11,904	2,889
借料損料	25,267	26,062	25,191	24,554
外部委託費	55,388	60,887	54,902	52,637
土地建物借料	126,099	119,945	111,654	113,713
合 計	302,832	282,889	263,042	253,418
(平成15年度を100とする指数)	(100)	(93.4)	(86.9)	(83.7)

【中期目標】

2. 組織体制の見直し

【中期計画】

事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方を見直しを進める。

【組織体制の見直し】

第1期に比べ第2期中期目標期間の研修事業の大幅な見直しが行われたことを踏まえ、研修センター全体の業務処理を効率的・効果的に行えるよう、事務分担の見直しを行うとともに、人員の適正配置を進めるため、総務部及び事業部の人員配置の見直しを行った。また、研修事務・業務を含む業務処理の効率化及び役割分担の明確化を図るため、平成17年度に事業部内の組織体制の見直しを行った。

また、都道府県教育委員会との人事交流を推進し、常勤職員全体の削減を図りつつ、第2期中期目標期間中に主幹及び主任指導主事を3名から8名に増員し、研修事業に関する企画・立案業務の体制強化を図った。

平成17年3月31日現在の職員数

総務部	23
総務課	7
会計課	12
事業推進指導室	3
事業部	(3)29
研修事業第一課	(3)11
研修事業第二課	9
研修事業第三課	8
合計	(3)52

⇒

平成18年3月31日現在の職員数

総務部	19
総務課	6
会計課	9
事業推進指導室	3
事業部	(6)32
研修企画課	(4)10
基幹研修事業課	11
教育課題研修課	(2)10
合計	(6)51

⇒

平成19年3月31日現在の職員数

総務部	19
総務課	7
会計課	8
事業推進指導室	3
事業部	(8)31
研修企画課	(5)10
基幹研修事業課	9
教育課題研修課	(3)11
合計	(8)50

※（ ）書きは主幹及び主任指導主事等人数で内数。

【中期目標】

3. 業務運営の点検・評価の実施

【中期計画】

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

【業務運営の点検・評価の実施】

中期目標の達成に向けて、自己点検・評価委員会の意見のほか、毎事業年度の評価結果やアンケート調査結果等を踏まえ、研修の質を維持しつつ、効果的・効率的な事業実施の観点から業務運営全般について不断に見直しを行い、業務運営の改善に努めた。

なお、研修事業の具体的な見直し、改善措置の内容は、「Ⅱ. 1. (4) 各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し」及び「Ⅱ. 2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助」等に記述している。

(参考：自己点検・評価委員会)

センターの業務運営について、効率的・効果的なものとするため、毎事業年度、自己点検・評価を実施し、各委員からの意見等を踏まえて、研修業務及び管理運営業務の改善・充実を図った。

(ア) 自己点検・評価委員会の委員構成

センターの自己点検・評価委員会は、外部委員6人と内部委員5人の計11人から構成され、外部委員については、企業関係者、教育関係者、公認会計士及び学識経験者など多方面からの人材を活用した。

(イ) 委員の意見等を踏まえた取組状況

平成16年度

○研修事業費の削減

- ・「各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修」における組織マネジメント委託契約の講師数の見直しによる研修委託費の削減
- ・地方開催における研修会場について、公共施設を活用することによる会場借料費の削減
- ・各研修の実施要項、各種資料等の外注印刷を取りやめたことによる印刷製本費の削減

平成17年度

○各種業務委託契約における仕様内容の見直し

- ・宿泊棟における生活関連管理業務の稼働時間の縮減
- ・建物清掃業務における清掃回数の適正化
- ・一般廃棄物収集運搬業務における単価の見直し等

平成18年度

○一般管理費の節減

- ・警備業務等の入札参加範囲の拡充による外部委託費の節減（契約方法、契約内容の見直し）
- ・広報方法の見直しに伴う広報費の節減

○事務処理の効率化

- ・研修生の受入れを管理する電算システム「研修管理システム」の開発や謝金システムの改修等

IV 財務内容の改善に関する事項

【中期目標】

1. 自己収入の確保
2. 固定経費の節減

【中期計画】

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1. 予算
2. 収支計画
3. 資金計画

収入については、自己収入の大部分を占める宿泊料収入の確保を重要課題と位置づけ、研修事業の効率化が図られる中、研修参加率の維持向上などにより宿泊者数の確保に努めるとともに、宿泊料金の適切な見直しを行い、各事業年度において予算額を上回る自己収入を確保した。

支出については、経費等の縮減・効率化の目標の達成に向け、一般管理費については、固定経費を中心とした節減を行うとともに、事業費については、研修事業の縮減・効率化を通じた経費の節減に努め、中期計画を踏まえた執行を行った。（「Ⅲ 1. 経費等の縮減・効率化」を参照。）

なお、期末における決算上の残額510百万円については、国庫に納付することとする。

【予算】

中期計画予算（平成16年度～平成18年度中期計画予算）

（単位：百万円）

区 分	中期計画予算額	査定予算額	決 算 額	差引増△減額
収 入		(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	5,849	5,674	5,674	0
施設整備費補助金	506	585	585	0
自己収入	435	435	499	64
受託事業収入	0	0	3	3
寄付金収入	0	0	2	2
計	6,790	6,694	6,763	69
支 出		(a)	(b)	(a)-(b)
運営費事業	6,284	6,109	5,665	444
一般管理費	2,833	2,903	2,903	0
うち人件費	1,451	1,534	1,521	13
うち研修支援管理費	1,382	1,369	1,382	△13
業務経費	3,451	3,206	2,762	444
研修事業費	3,451	3,206	2,762	444
受託事業等経費	0	0	3	△3
施設整備費	506	585	585	0
計	6,790	6,694	6,253	441

※差引増減額の主たる事由

○収入

- ・自己収入の増額は、宿泊料収入等の増による。

○支出

- ・人件費の減額は、人員削減等による。
- ・研修事業費の減額は、平成16、17年度において海外派遣研修の派遣数が計画を下回ったこと等による。

【収支計画】

収支計画（平成16年度～平成18年度収支計画）

（単位：百万円）

区 分	中期計画額	査定計画額	決 算 額	差引増△減額
		(a)	(b)	(a)-(b)
費用の部	6,357	6,182	5,585	597
一般管理費	2,906	2,976	2,983	△7
業務経費	3,451	3,206	2,589	617
受託事業等経費	0	0	3	△3
臨時損失	0	0	10	△10
		(a)	(b)	(b)-(a)
収益の部	6,357	6,182	6,096	△86
運営費交付金収益	5,849	5,674	5,367	△307
施設費収益	0	0	95	95
受託事業収入	0	0	3	3
寄付金収入	0	0	2	2
自己収入	435	435	499	64
資産見返負債戻入	73	73	130	57

※差引増減額の主たる事由

○費用の部

- ・業務経費の減額は、平成16、17年度において海外派遣研修の派遣数が計画を下回ったこと等による。

○収益の部

- ・運営費交付金収益の減額は、資産取得の増加による。
- ・施設費収益の増額は、施設整備費補助金による建物の維持（修繕）に係る費用相当額である。
- ・自己収入の増額は、宿泊料収入等の増による。
- ・資産見返負債戻入の増額は、資産の取得に伴う減価償却費相当額である。

【資金計画】

資金計画（平成16年度～平成18年度資金計画）

（単位：百万円）

区 分	中期計画額	査定計画額	決 算 額	差引増△減額
		(a)	(b)	(a)-(b)
資金支出	6,790	6,694	6,990	△296
業務活動による支出	6,284	6,109	5,533	576
投資活動による支出	506	585	1,457	△872
		(a)	(b)	(b)-(a)
資金収入	6,790	6,694	7,363	669
業務活動による収入	6,284	6,109	6,178	69
運営費交付金による収入	5,849	5,674	5,674	0
自己収入	435	435	500	65
受託事業収入	0	0	2	2
寄付金収入	0	0	2	2
投資活動による収入	506	585	1,185	600
施設整備費補助金による収入	506	585	585	0
定期預金の払戻しによる収入	0	0	600	600

【中期計画】

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

短期借入金の借入れについては、中期目標期間中において必要とする案件はなかった。

【中期計画】

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

重要な財産の処分等については、中期目標期間中において該当がなかった。

【中期計画】

剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

中期目標期間において、計画に掲げる剰余金(目的積立金)は発生しなかった。

V その他業務運営に関する重要事項

【中期目標】

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

【中期計画】

1. 施設・設備に関する計画

- (1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

(1) 施設・設備の整備及び運営

本部用地の計画的な購入を進める一方、老朽箇所や危険箇所の改善整備を行うとともに受講生の安全性及び健康管理体制の確保に取り組んだ。

ア 本部用地の購入

本部用地の購入については、計画どおりに実施し、当期末において全体計画の約50%の用地の購入が完了した。

(本部用地の購入状況)

全敷地面積 (㎡)	購入済面積 (㎡)	購入残面積 (㎡)
67,559.29	32,706.69	34,852.60
(100%)	(48%)	(52%)

イ 老朽箇所・危険箇所の改善整備

老朽施設の維持保全については、講堂棟等の外壁改修を計画的に実施するとともに、随時の施設点検と修繕工事により施設のメンテナンスに万全を期した。

安全性の確保については、講堂棟の耐震補強工事の実施により、全ての建物が耐震基準を満たした。また、設備棟及び体育館のアスベスト除去工事により、その飛散が危惧される危険箇所は皆無となった。このほか、平成17年度に危険性が著しく老朽化したプールを撤去するなど施設の安全対策に万全を期した。

(施設整備費補助金により整備した工事等)

区 分		予算額 (百万円)	決算額 (百万円)
16年度	本部用地購入費	140	140
	設備棟外壁等改修	23	25
	研修生クラブ外壁改修	11	9
17年度	本部用地購入費	149	149
	講堂棟外壁等改修	25	25
18年度	本部用地購入費	157	157
	講堂棟耐震補強工事	35	35
	設備棟煙突等改修 (アスベスト除去)	45	45

ウ 危険管理体制の確立と受講者への安全体制及び健康管理体制の確保

(ア) 危機管理体制の確立

緊急な事態が発生した場合に即時に対応できるよう、センター役職員の緊急連絡網、緊急時の対応マニュアル等の更新・整備を行うとともに、受講者に対しても緊急時の対応について周知徹底を図った。

また、受講者及び職員の安全管理の一環として、AED（自動体外式除細動器）を2台設置（講堂棟及び宿泊棟）し、使用方法についての講習会を行った。

なお、毎事業年度、センター役職員、研修受講者、業務委託関係者などが参加し、地元消防署の立会い・指導のもとで防災訓練を実施した。

(イ) 受講者の安全体制

受講者の安全体制については、毎事業年度におけるセンター施設内の設備機器の定期的な点検を実施するとともに、施設点検を常時実施し、施設の補修・設置や備品の交換等必要な装置を講じるなど、受講者の安全確保に努めた。

(ウ) 受講者の健康管理体制

受講者の健康管理のため、看護師の資格を有する保健担当職員を健康相談に当たらせるとともに、近隣の救急病院との連絡体制の更新・整備を行った。さらに研修開始時のオリエンテーションにおいては常に自己管理の徹底について注意を促すとともに、感染症予防のために手指消毒器を設置するなど、受講者の健康管理体制の確保に努めた。

(2) 研修環境改善への取り組み

研修環境の向上に向け、受講者のセンターでの生活に密着に関連する宿泊棟内装改修を行うとともに、研修情報通信設備の整備や自主研修用パソコン等の研修設備を整備し、効果的・効率的に研修事業を展開するための環境を整えた。

【中期目標】

2. 人事に関する計画

【中期計画】

(1) 方針

限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

【人事に関する取り組み】

中期目標期間中においては、下記の取り組みを行い、研修の実施等により職員の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、適正な人材配置を行いつつ国家公務員に準じた人件費削減を行った。

ア 職員の能力向上のための措置

毎事業年度各種の研修等を実施し、職員の研修業務実施に関する企画・立案能力等の専門性を高め、意識向上を図った。

(ア) 研修担当職員の研修業務に関する専門性を高める研修

研修担当職員を学校教育関係職員や民間企業が主催する各種のセミナーや研究会等に派遣し、今後の教育課題に即して実効性のある研修の企画・運営ができるよう努めた。

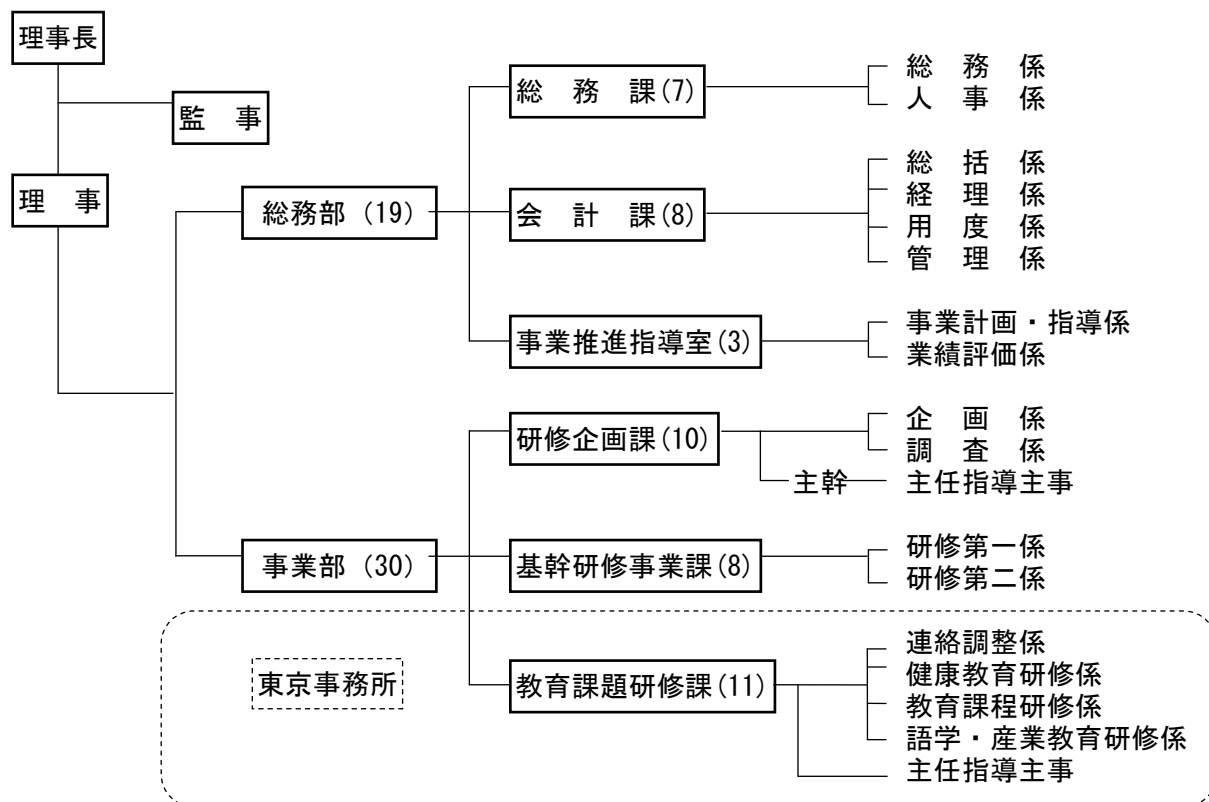
(イ) 一般職員の資質向上のための研修

センター自ら職員研修を実施するとともに、他機関が主催する各種研修等にも職員を派遣し、研修受講者に対する接遇の向上など一般職員の資質向上を図った。

イ 職員の適正な人事配置及び専門性の高い職員の確保

中期目標期間中に主幹及び主任指導主事を3名から8名に増員し、専門性の高い職員の雇用を進めるとともに、総務部及び事業部の人員配置など組織体制の見直しを行った。（「Ⅲ 2. 組織体制の見直し」を参照）

(ア) 職員の配置状況（平成19年3月現在） ※（ ）書きは配置職員数。



(イ) 人事交流の状況

中期目標期間中、都道府県教育委員会等をはじめとする13の機関と人事交流を行い、専門性の高い人材の確保に努めた。なお、平成19年3月現在の人事交流者数は23名である。

文部科学省、栃木県教育委員会、茨城県教育委員会、千葉県教育委員会、広島県教育委員会、宮城県教育委員会、宮崎県教育委員会、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構、東京大学、東京医科歯科大学、東京学芸大学、佐賀大学

【中期計画】

(2) 人事に関する指標

平成22年度人件費における対平成17年度人件費（424百万円）5%以上の削減を見通し、中期目標期間の最終年度である平成18年度の人件費を平成17年度の人件費に比べ概ね0.8%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月から実施される国家公務員の給与制度の改正に準拠し、役職員の給与について見直しを行う。

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

ア 総人件費改革への対応

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく中期目標の変更に伴い、人件費の削減と給与制度改革を盛り込む中期計画の変更を行った。

本センターの給与制度は、創設時より国の給与制度に準拠しており、これまでの国家公務員の給与制度改正の都度、これに準拠した役職員の給与規程の改正を行い、俸給表の水準引下げや地域手当の導入等を実施してきた。

このため、本センターの給与水準は、国のそれを超えることはなく、ラスパイレス指数は、平成17年度で、89.5%と国の水準より低い状況となっている。

また、地域手当の導入は、個々の役職員への給与支給額の増加をもたらし、更に今後、同手当の支給率が高まることから、人件費総額の削減を、極めて深刻かつ困難なものとしている。

このような状況の下、総人件費改革一年目の平成18年度においては、退職者の不補充により、平成17年度人件費予算額を基準とする削減目標0.8%を達成し、平成17年度人件費決算額に対しても約240万円（0.6%）の削減となった。

なお、第3期中期目標期間においても、人件費削減については、適切な人事計画の下、職員の労働生産性、労働意欲の維持向上に留意しつつ、重要課題の一つとして位置づけ対応していくこととしている。

平成17年度人件費（予算）	平成18年度人件費（決算）	削減額（率）
423,608千円	413,787千円	9,821千円（2.3%）

（注）人件費の範囲は、国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

（参考）平成17年度決算に対する削減額（率）

平成17年度人件費（決算）	平成18年度人件費（決算）	削減額（率）
416,199千円	413,787千円	2,412千円（0.6%）

イ 常勤職員数

中期計画の指標どおり、職員数を削減し、その抑制を図った。

平成16年度末常勤職員数52人
平成17年度末常勤職員数51人
平成18年度末常勤職員数50人

平成18年度末の常勤職員数（実績）は、1人の欠員分を除くと49人となっている。